

千葉県旅館業衛生等管理指導指針改正（案）の概要について

1 改正理由

県では、旅館業における施設、設備、器具等の衛生的管理、寝具等の衛生的取扱いについて、千葉県行政手続条例第34条により旅館業者等に対し必要な行政指導を行うため、「旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）」を参考に、千葉県旅館業衛生等管理指導指針（以下「指針」という。）を定めています。

令和5年11月15日付け健生発1115第5号において「旅館業における衛生等管理要領」の改正があったことから、その改正内容に合わせて指針も改正します。

2 主な改正内容

- (1) 旅館業の施設における宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めに関する事項を定めます。
- (2) 従業者に対する必要な研修の機会の付与に関する事項を定めます。
- (3) 営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直しを行います。
- (4) みだりに宿泊を拒むことの禁止等に関する事項を定めます。
- (5) その他所要の整備を行います。

3 施行時期

令和7年3月からの施行を予定しています。